

所得税法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）	1
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	1
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	1
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	2
○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）	2
○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）	4
○ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）による改正後）（抄）	4
○ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案（抄）	5
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	5
○ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）	6
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）	7
○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）	7
○ 土地基本法（平成元年法律第八十四号）（土地基本法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	7
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）	8

○ 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（抄）	.....	8
○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）	.....	9
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	.....	10
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）	.....	10
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）による改正後）（抄）	.....	11
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）	.....	11
○ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）	.....	11
○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	.....	12
○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）	.....	12
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）	.....	12
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	.....	13
○ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）（抄）	.....	13
○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）による改正前）（抄）	.....	14
○ 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）（抄）	.....	14
○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	.....	15

○ 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）（抄）

.....



○国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）

（保険医療機関等の診療報酬）

第四十五条 省 略

2～4 省 略

5 市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域とする国民健康保険団体連合会（加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる。

6～8 省 略

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（基準日）

第二百二十四条 株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条において「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。

2～5 省 略

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 省 略

3 この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。

4～11 省 略

12 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

13～25 省 略

（金銭の分配）

第三百三十七条 投資法人は、その投資主に対し、第三百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて

金銭の分配をすることができない。ただし、貸借対照表上の純資産額から基準純資産額を控除して得た額を超えることはできない。

- 2 金銭の分配に係る計算書は、規約で定められた金銭の分配の方針に従って作成されなければならない。
- 3 第一項本文の場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該利益を超えて投資主に分配された金額を、出資総額又は第三百三十五条の出資剰余金の額から控除しなければならない。
- 4 金銭の分配は、投資主の有する投資口の口数に応じてしなければならない。
- 5 会社法第四百五十七条の規定は、投資法人の金銭の分配について準用する。この場合において、同条第一項中「配当財産（第四百五十五条第二項の規定により支払う金銭及び前条の規定により支払う金銭を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「投資法人法第三百三十七条第一項の規定により分配をする金銭」と、同条第二項及び第三項中「配当財産」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

#### 第二条 省 略

一、五 省 略

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七、八 省 略

### ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（特定連鎖化事業者の指定）

第十八条 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であつて経済産業省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 連鎖化事業者は、その設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者

が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された者（以下「特定連鎖化事業者」という。）については、この限りでない。

### 3 5 省 略

（エネルギー管理統括者）

第十九条 特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者（第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。）又は管理関係事業者（同項第二号に規定する管理関係事業者をいう。）である場合を除く。以下この款及び第四十八条第二項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、第二十六条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。）を選任しなければならない。

### 2 3 省 略

（中長期的な計画の作成）

第二十六条 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

### 2 3 省 略

（認定管理統括事業者）

### 第二十九条 省 略

2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定管理統括事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

#### 一 省 略

二 当該認定管理統括事業者及びその認定に係る密接関係者（以下「管理関係事業者」という。）が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

#### 三 省 略

### 3 省 略

（中長期的な計画の作成）

第三十七条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

○地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）

（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定等）

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。）が第五条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に関する計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）を作成し、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事（以下この条において「認定都道府県知事」という。）の認定を申請することができる。

一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に移転して整備する事業

二 省略

2 省略

3 認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定地域再生計画に適合するものであること。

二 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他従業員に関し内閣府令で定める要件に適合するものであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならぬ。

5・6 省略

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（当該事業主に雇



用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業主に雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

2・3 省 略

### ○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案（抄）

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更等）

第十条 省 略

2 主務大臣は、認定導入事業者が当該認定を受けた特定高度情報通信技術活用システム導入計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従つて特定高度情報通信技術活用システムの導入を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3・5 省 略

第二十六条 認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入（特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の承認を受けた場合に限る。）を行う認定導入事業者が、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物（特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるものに限る。）については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

### ○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（定義）

第四条 省 略

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3・11 省 略

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13・16 省 略

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところに

より、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うものは、駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 都市計画事業の施行として行う開発行為

五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2・3 省略

### ○都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（権利変換を希望しない旨の申出等）

第七十一条 省略

2 省略

3 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第八十八条第五項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。

4 5 8 省略

第八十八条 省略

- 2 省 略
- 3 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について借家権を有していた者（その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者）は、その借家権の設定を受けた者は、権利変換計画の定めるところに従い、施設建築物の一部について借家権を取得する。
- 6 省 略

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

（権利変換を希望しない旨の申出等）

- 2 省 略
- 3 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物の借家権者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第二百二十二条第五項の規定による借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる。
- 4 省 略
- 5 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物の借家権者（その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者）は、権利変換計画で定めるところに従い、防災施設建築物の一部について借家権を取得する。
- 6 省 略

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（施行マンションに関する権利の変換）

- 2 省 略
- 3 施行マンションについて借家権を有していた者（その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者）は、第八十一条の建築工事の完了の公告の日、権利変換計画の定めるところに従い、施行再建マンションの部分について借家権を取得する。

○土地基本法（平成元年法律第八十四号）（土地基本法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

(適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置)

第十三条 省 略

2・3 省 略

4 国及び地方公共団体は、第一項の措置を講ずるに当たっては、低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。以下この項において同じ。）に係る情報の提供、低未利用土地の取得の支援等低未利用土地の適正な利用及び管理の促進に努めるものとする。

5 省 略

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

(建蔽率)

第五十三条 省 略

2 省 略

3 前二項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては第一項各号に定める数値に十分の一を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に十分の二を加えたものをもつて当該各号に定める数値とする。

一 防火地域（第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域を除く。）内にあるイに該当する建築物又は準防火地域内にあるイ若しくはロのいずれかに該当する建築物

イ 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能（通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分及び防火戸その他の政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。ロにおいて同じ。）を有するものとして政令で定める建築物（以下この条及び第六十七条第一項において「耐火建築物等」という。）

ロ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物（耐火建築物等を除く。第八項及び第六十七条第一項において「準耐火建築物等」という。）

二 省 略

4・9 省 略

○中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）（抄）

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの

施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 5 省 略

## ○投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

（投資事業有限責任組合契約）

第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有

三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号（第九号及び第十四号を除く。）に掲げる有価証券（同項第一号から第八号まで、第十号から第十三号まで及び第十五号から第二十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

六 事業者を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

- 七 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）
  - 八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業
  - 九 投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資
  - 十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの
  - 十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの
  - 十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行う業務上の余裕金の運用
- 2・3 省 略

### ○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の二 省 略

2・9 省 略

- 10 第一項、第二項、第五項、第七項及び前項の「第一種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務（第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないもの）に限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）又は電子募集取扱業務に関して顧客から金銭の預託を受けることをいう。

### ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2・6 省 略

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 23 省 略

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 三 省 略

三の二 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）

三の三 五 省 略

25 42 省 略

（登録の申請）

第二十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 八 省 略

九 暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引に

ついでに次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ 第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

十 十二 省 略

2 4 省 略

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 省 略

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 18 省 略

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 3 4 省 略

5 この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第八項において同じ。）であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

6 3 19 省 略

20 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。

21 3 30 省 略

(調査等)

第四十八条 政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、次に掲げる調査を行い、その結果を公表するものとする。

一 省 略

二 国内外における経営資源活用共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）に関する調査

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

(組合契約)

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2 省 略

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

(農業振興地域の指定)

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。  
2 3 6 省 略

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）



(区域区分)

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2・3 省 略

(建築等の許可)

第五十八条の三 市町村は、条例で、地区計画の区域(地区整備計画において第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められていない区域に限る。)内の農地の区域内における第五十二条第一項本文に規定する行為について、市町村長の許可を受けなければならぬことをすることができる。

2 前項の規定に基づく条例(以下この条において「地区計画農地保全条例」という。)には、併せて、市町村長が農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。

3・4 省 略

○関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(抄)

(保税地域の種類)

第二十九条 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号)(抄)

附 則

(中小事業主に関する経過措置)

第三条 中小事業主(その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円)、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人(小売業を主た

る事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下である事業主をいう。第四項及び附則第十一条において同じ。）の事業に係る協定（新労基法第百三十九条第二項に規定する事業、第百四十条第二項に規定する業務、第百四十一条第四項に規定する者及び第百四十二条に規定する事業に係るものを除く。）についての前条の規定の適用については、「平成三十一年四月一日」とあるのは、「平成三十二年四月一日」とする。

## 2 4 省 略

（短時間・有期雇用労働法の適用に関する経過措置）

第十一条 中小事業主については、平成三十三年三月三十一日までの間、第七条の規定による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下この条において「短時間・有期雇用労働法」という。）第二条第一項、第三条、第三章第一節（第十五条及び第十八条第三項を除く。）及び第四章（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定は、適用しない。この場合において、第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条、第三条、第三章第一節（第十五条及び第十八条第三項を除く。）及び第四章（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定並びに第八条の規定による改正前の労働契約法第二十条の規定は、なおその効力を有する。

## 2 3 省 略

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）による改正前）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）（抄）

（革新的データ産業活用計画の認定）

第二十二条 革新的データ産業活用を実施しようとする事業者は、その実施しようとする革新的データ産業活用に関する計画（以下「革新的データ産業活用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

## 2 8 省 略

（革新的データ産業活用計画の変更等）

第二十三条 省 略

- 2 主務大臣は、認定革新的データ産業活用事業者が当該認定に係る革新的データ産業活用計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定革新的データ産業活用計画」という。）に従って革新的データ産業活用を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 5 省 略

○沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして沖繩県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 5 省 略

○農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）（抄）

（事業再編計画の認定）

第十八条 事業再編促進対象事業者は、その実施しようとする事業再編に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 7 省 略